

(資料三)

令和五年十一月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

目 次

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	1
県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1
市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	1
特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例	3
会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例	4

令和5年11月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第133号議案

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第134号議案

県立学校の教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第135号議案

市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の勧告を受けて、職員等に対して支給する給料及び諸手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 給料表の改正

職員、任期付研究員、任期付職員、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員（以下「職員等」という。）の給料表を人事委員会の勧告どおり改正すること。

(2) 初任給調整手当の支給月額限度額の改正（第133号議案に限る。）

支給対象者	改正前	改正後
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けるもの	414,800円	415,600円
医師又は歯科医師で医療職給料表(1)の適用を受けないもの	50,800円	51,100円

(3) 期末手当の支給割合の改正

ア 令和5年度

ア (イ)及び(ウ)以外の職員等

区分	支給月	改正前	改正後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の112.5	100分の122.5
特定管理職員	12月	100分の92.5	100分の102.5

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務教育職員及び定年前再任用短時間勤務教職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）

務職員等」という。)

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の57.5	100分の62.5
特定管理職員	12月	100分の47.5	100分の52.5

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員（第133号議案に限る。）

支 給 月	改 正 前	改 正 後
12月	100分の155	100分の170

イ 令和6年度以降

(ア) (イ)及び(ウ)以外の職員等

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の112.5	100分の117.5
	12月	100分の122.5	100分の117.5
特定管理職員	6月	100分の92.5	100分の97.5
	12月	100分の102.5	100分の97.5

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員等

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の57.5	100分の60
	12月	100分の62.5	100分の60
特定管理職員	6月	100分の47.5	100分の50
	12月	100分の52.5	100分の50

(ウ) 任期付研究員及び特定任期付職員（第133号議案に限る。）

支 給 月	改 正 前	改 正 後
6月	100分の155	100分の162.5
12月	100分の170	100分の162.5

(4) 勤勉手当の支給割合の改正

職員等（定年前再任用短時間勤務職員等、任期付研究員及び特定任期付職員を除く。）

ア 令和5年度

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	12月	100分の95	100分の100
特定管理職員	12月	100分の115	100分の120

イ 令和6年度以降

区 分	支給月	改 正 前	改 正 後
職員等（特定管理職員を除く。）	6月	100分の95	100分の97.5
	12月	100分の100	100分の97.5
特定管理職員	6月	100分の115	100分の117.5
	12月	100分の120	100分の117.5

(5) 職員の育児休業等に関する条例の一部改正

任期付研究員及び任期付職員の給料表の改正に伴う規定の整理（第133号議案に限る。）

3 施行期日等

- (1) 令和5年12月1日から施行する。ただし、2の(3)のイ及び(4)のイについては、令和6年4月1日から施行する。
- (2) 2の(1)、(2)及び(5)については、令和5年4月1日から適用する。

第136号議案

特別職の職員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

第133号議案から第135号議案までによる職員の給与に関する条例等の一部改正に伴い、特別職の職員の期末手当の支給割合について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

期末手当の支給割合の改正

(1) 令和5年度

支 給 月	改 正 前	改 正 後
12月	100分の160	100分の170

(2) 令和6年度以降

支給月	改正前	改正後
6月	100分の160	100分の165
12月	100分の170	100分の165

3 施行期日

令和5年12月1日から施行する。ただし、2の(2)については、令和6年4月1日から施行する。

第137号議案

会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例

1 提案理由

人事委員会の報告及び第133号議案による職員の給与に関する条例の一部改正等を踏まえ、会計年度任用職員に対して支給する報酬等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 会計年度任用職員の報酬の上限額の改定

職員の種別	区分	改正前	改正後
一般業務に従事する者	日額	9,200円	9,800円
	月額	147,300円	156,100円
	時間額	1,200円	1,300円
資格免許を要する業務及びそれに準ずる業務に従事する者	日額	10,100円	10,700円
	月額	167,800円	177,500円
	時間額	1,310円	1,390円
教育業務に従事する者	月額	332,900円	333,900円
調査研究業務に従事する者	日額	12,600円	13,400円
	月額	236,500円	242,000円
医療業務に従事する者	月額	178,800円	187,400円
相当の知識又は経験を必要とする業務に従事する者	月額	208,400円	219,800円
軽作業に従事する者	日額	6,700円	7,100円

	時間額	870円	920円
--	-----	------	------

(2) 会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正

支給月	改正前	改正後
12月	100分の120	100分の130

(3) その他規定の整理

3 施行期日等

- (1) 令和5年12月1日から施行する。
- (2) 2の(1)(軽作業に従事する者に係る改定を除く。)については、原則として令和5年4月1日から適用する。